

## 高浜市公共施設マネジメント推進委員会設置要綱(案)

### (設置)

第1条 高浜市公共施設マネジメント基本条例(平成27年高浜市条例第 号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、高浜市公共施設マネジメント推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設マネジメントに関する計画の検討、進捗管理、評価、検証、見直し等に向けた提言等に関する事項
- (2) 将来にわたる公共施設のあり方の検討に関する事項
- (3) その他公共施設マネジメントの推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が指名する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部行政グループにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

(高浜市公共施設あり方検討委員会設置要綱の廃止)

2 高浜市公共施設あり方検討委員会設置要綱（平成24年8月20日施行）は、廃止する。

(任期の特例)

3 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成29年3月31日までとする。